

消毒用アルコールの 安全な取り扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコール（以下「消毒用アルコール」という。）を使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど、火災予防に留意する必要があります。

火災予防上の一般的な注意事項

- ☆ 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。
また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。
また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。
- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

多量に貯蔵・取り扱う場合の注意事項（届出または許可申請等）

消毒用アルコールの貯蔵・取り扱いの量が80リットル以上となる場合は、消防法や甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の規程が適用されます。

届出または許可申請を要するとともに、一定の安全対策が必要になることがありますので、事前に最寄りの消防署までご相談ください。

消毒用アルコールの容器に係る適正な表示について

消毒用アルコールを入れる容器は、次の表示をしてください。

☆ 最大容積が500ミリリットルを超える容器の表示

容器の外部に「危険物の品名」、「危険等級Ⅱ」、「化学名」、「水溶性」、「数量」、「火気厳禁」の表示を行うこと。

なお、表示の字体、大きさ及び色は問わない。

☆ 最大容積が500ミリリットル以下の容器の表示

上記の表示に代えて、容器の外部に「危険物の通称名」、「数量」、「火気厳禁又は火気厳禁と同一の意味を有する他の表示」の表示を行うことができる。

なお、危険物の通称名としては「エタノール」や「消毒用エタノール」、火気厳禁と同一の意味を有する他の表示としては「火気の近くで使用しないでください」や「火気を近づけないでください」等の例があること。

お問合せ先

消防本部予防課	055-222-1291（甲府市伊勢三丁目8番23号）
中央消防署	055-254-9119（甲府市丸の内一丁目1番19号）
南消防署	055-233-1499（甲府市伊勢三丁目8番23号）
西消防署	055-276-3825（甲斐市竜王3314番地1）